

前橋市みんなですすめる歯と口腔の健康づくり連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 前橋市みんなですすめる歯と口腔の健康づくり条例(「以下条例」という。)に基づき、歯と口腔の健康づくりを総合的かつ効果的に推進するため、前橋市みんなですすめる歯と口腔の健康づくり連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 条例に規定する基本的施策に基づく事業に関する事。
- (2) 歯と口腔の普及月間に関する事。
- (3) 歯と口腔の健康づくりの推進に関する関係者の連携及び協力に関する事。
- (4) その他歯と口腔の健康づくりの推進に必要な事項。

(組織)

第3条 連絡会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 連絡会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 歯科医療等関係者
- (2) 保健医療等関係者
- (3) その他関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 第2条に定める所掌事務を効果的に推進するため、幹事会を必要に応じて置くことができる。幹事会の委員は、連絡会議の委員の選出区分に応じて選出し、幹事長及び副幹事長は委員の互選による。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 連絡会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡会議は、会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第7条 連絡会議は、その所掌事務に関し、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 連絡会議の庶務は、健康部保健所健康増進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

前橋市みんなですすめる歯と口腔の健康づくり連絡会議の構成委員

区分	推薦依頼団体
等 関 係 者 歯 科 医 療	前橋市歯科医師会
	群馬県歯科衛生士会中央支部
関 係 者 保 健 医 療 等	前橋市医師会
	前橋栄養士会
	地域包括支援センター
そ の 他 関 係 者	前橋商工会議所
	私立保育園長連絡協議会
	前橋市手をつなぐ育成会
	前橋市小中養護学校 PTA 連合会
	前橋市保健推進員協議会
	前橋市食生活改善推進員協議会
行 政	保健所長
	健康部長
	教育委員会指導担当次長

(内部関係課名簿)

社会福祉課
子育て支援課
子育て施設課
長寿包括ケア課
障害福祉課
教育委員会事務局総務課
総合教育プラザ
保健総務課
国民健康保険課